

平成29年度 居宅介護支援事業所星の郷 事業計画

○ 運営方針

居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、要介護状態、要支援状態又は事業対象者に認定された方に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する。また、事業所では、介護保険法令及びその他の法令に対しても法令遵守が確実に行われていることを確認し、周知徹底を図る。

○ 活動内容

- ① 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう、公平中立に行う。
- ③ 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、福祉相談センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- ④ 事業の実施にあたっては、利用者及びその家族の知り得た情報の秘密を厳守し、サービス担当者会議等で利用者またはその家族の個人情報を用いる場合には、同意を得るものとする。
- ⑤ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的として会議を定期的開催する。
- ⑥ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する。
- ⑦ 当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施する。
- ⑧ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供する。

○ 営業日及び営業時間

- ① 営業日は月曜日から金曜日とし、休日は土・日・祝日及び12月28日から1月4日とする。
- ② 営業時間は、午後8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- ③ 利用者又は業務の都合で営業日及び営業時間を変更できる。

○ 居宅介護支援の提供方法

介護支援専門員は、定期又は、随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状態等の評価を通じてその課題を分析、支援を行うものとし、その主な内容は次の通りとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所は、事業所内の相談室、利用者宅、その他必要と認められた場所とする。
- ② 使用するアセスメント様式の種類は、居宅サービス計画ガイドラインとする。
- ③ サービス担当者会議の開催場所は、利用者宅、事業所内の相談室や関係事業所の相談室など、個人情報の保護が図れる場所を活用し、随時開催。
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、1回／月以上とする。

○ 事業の実施地域

事業の実施地域は、富士宮市・富士市とする。

○ 運営について

- ① 居宅介護支援事業所星の郷は、介護支援専門員の資質向上の為、各種研修会への積極的参加を図る。
- ② 法人の所有する事業所や他の事業所との連携を図る。
- ③ 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- ④ 利用者様の権利擁護(資産管理・法律的問題・人権問題等)のため成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、利用者又はその家族、代理人に対し情報を提供し、必要に応じこれらの利用のための援助を行う。
- ⑤ 法令遵守の姿勢に疑問があったり、疑義が生じた、或いは生じている事を発見した場合は事業所責任者に報告する。
- ⑥ 安定した事業運営。(活動件数の目標を1人30件とする)
- ⑦ 介護支援専門員としての役割(サービスの調整等)を考え、健康管理には十分気を付けサービスの提供にあたる。
- ⑧ 法定研修等における実習受入事業所となるよう人材育成への協力体制の整備を行う。
- ⑨ ケアマネジメント業務に係る書籍の充実を図り、幅広い知識を習得する。
- ⑩ 富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業開始にあたり、円滑に新事業への移行が行えるよう、保険者からの情報をもとに該当者に対して随時説明・支援にあたる。